

地域包括支援センター業務の委託先法人の選定について（案）

長野市地域包括支援センター設置運営法人選考委員会から報告のあった平成 24 年 10 月 1 日から設置する地域包括支援センターの設置運営候補者について、本運営協議会は次の条件を付して地域包括支援センターの業務の委託先法人として選定します。

1. 担当区域、委託先法人等は次のとおりとする。

担 当 区 域	芹田地区
委 託 先 法 人	長野市真島町真島字中真島前沖 563 番地の 2 社会福祉法人 長野南福祉会
センター所在地	長野市大字栗田字舎利田 732 番地 1
開設予定年月日	平成 24 年 10 月 1 日

2. 地域包括支援センターへ配置することとなっている保健師又は保健師に準ずる者、社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者を早急に決定、又は採用すること。また、開設までに市又は関係機関が実施する研修会、説明会等に配置する職員を参加させること。

3. 地域包括支援センターの職員が、兼務する介護予防支援業務に追われ、本来の業務を十分に果たすことが難しいとの指摘もされていることから、総合相談支援などの包括的支援業務と介護予防支援業務に携わる職員を適切に配置すること。業務の運営財源としては、次のように区分することが望ましい。

業務区分	配置職員	運営の財源
包括的支援業務 (地域包括支援センター)	・保健師 ・社会福祉士 ・主任ケアマネジャー (いずれも準ずる者を含む。)	市委託料
介護予防支援業務 (指定介護予防支援事業者)	・介護予防支援の提供に当たる必要な数の 担当職員(兼務して差し支えないとされている。)	介護予防支援費 (介護報酬)

4. 長野市地域包括支援センター設置運営法人募集要領及び応募申請書の内容に基づき、業務が実施できるよう開設までに準備すること。

5. 市が指定する期日までに、地域包括支援センター設置届及び指定介護予防支援事業所指定申請書を提出すること。

以上